

(様式第2号)

第20回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日時	平成23年1月22日(土) 13:30~15:00
場所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 岡本副市長 松本総務部長 山口契約課長 契約課職員 芦屋市収賄事件再発防止検討委員会 小山人事課長 寺川行政担当課長 篠崎道路課長 今石危機管理担当課長 西村下水道課長 辻建築課長 朝生教育委員会管理部管理課長 田中文書行政課長
事務局	総務部契約課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

芦屋市職員による公共工事発注をめぐる収賄事件について

2 提出資料

資料1 芦屋市収賄事件再発防止委員会検討結果

資料2 随意契約ガイドライン(素案)

資料3 芦屋市収賄事件刑事記録検討結果

3 審議経過

(1) 事務局から芦屋市収賄事件再発防止委員会検討結果について説明。

事件の経過と対応

ア 事件の発覚

イ 逮捕から起訴までの経過

ウ 綱紀粛正と情報開示

エ 市議会への報告と説明

オ 収賄事件再発防止委員会の設置

- カ 職員の処分
- キ 指名停止処分
- ク 市長，副市長の給料月額等の減額措置
事件の内容
- ア 芦屋下水処理場の業務内容及び職場環境
- イ 元職員の勤務状況
- ウ 元職員からの聴き取りによる事件の内容
- エ 裁判で認定された事件の内容
事件の原因及び課題
- ア 公務員倫理の課題
- イ 組織・人事の課題
- ウ 随意契約事務処理の課題
再発防止に向けた取組
- ア 公務員倫理の啓発，徹底
- イ 事務処理の標準化・人事異動等
- ウ 随意契約事務の見直し等
危機管理体制の組織強化
- ア 内部統制の考え方の導入
- イ 公益通報制度の周知・活用
- ウ 危機管理体制の強化

(2) 入札監視委員会委員から芦屋市収賄事件刑事記録検討結果について説明。

- 事実経過
- ア 元職員の経歴
- イ 芦屋市における随意契約のシステム
- ウ 元職員の職場における地位
- エ 元職員と代表取締役との関係
- オ 元職員が本件収賄事件を起こすに至る経過
- カ 代表取締役への賄賂の要求
- キ 犯行状況
- ク 元職員が贈賄会社に図った便宜
本件収賄事件の原因
- ア 元職員の個人的資質の問題
- イ 人事の固定化と元上司によるコントロールの実効性
再発防止策
- ア コンプライアンス研修の実施等コンプライアンス意識の醸成
- イ 業者との接触についてルール化
- ウ 業者選定にあたってのルール化
- エ 定期的に職員を異動させることによる業者との癒着防止
- オ 定期的な監査制度の構築
- カ 内部通報制度の構築

(3) 審議結果

- 入札監視委員会委員から出された主な意見等
- ・検討委員会からの結果報告や刑事記録からの検討結果にもあるように，一番の原因は，個人の住宅ローン。今回の場合，私生活や仕事ぶりから発見するの

は不可能。

- ・たまたま個人が経済的な危機に陥ったときの危機管理の問題。民事再生や自己破産などの正しい情報が提供されていなかったことなどが、元職員が賄賂を要求するという判断に走った直接の原因。
- ・真面目なお金に困っている人などは、職員の中に何人かは必ずいる。そのような職員は、賄賂の要求が悪いことであるのは分かっているのだから、一般的なコンプライアンスの研修はあまり有効ではない。そういう状況に陥った場合の対処法といった研修が必要。
- ・現金を扱う者と職務権限のある者には個別に特別の危機管理用の研修をするしかないのではないか。もう一つは、債務超過に陥った場合等に、人事課ではなく、相談しやすい弁護士等の第三者の相談窓口があれば救えるのではないか。
- ・緊急の場合は、ある程度事務の効率化も要求されるので、あまり事前のチェックを厳しくすると、業務が停滞してしまう。事後にチェックするしかないのではないか。チェックされているということになれば、不正の抑止力になる。
- ・第5号の緊急の適用を拡大して活用してもいいのではないか。緊急の理由を詳細に報告させ、それを上司がチェックする。少額工事と緊急工事については、事後にサンプリング調査をすることが必要。
- ・今日、入札監視委員会から出させてもらった意見を踏まえて、報告書案としてまとめ、我々が了承するということがいいのではないかと。我々が独自に提言をするにはもっと調査しないとできない。
- ・事件が起こってからの調査や報告を評価する。また、報告書を出すに当たっては、入札監視委員会委員長のコメントを出すことを考える。

芦屋市収賄事件再発防止検討委員会報告書について

本日、報告した芦屋市収賄事件再発防止検討委員会の検討結果を基本として、芦屋市収賄事件刑事記録検討結果や入札監視委員会からの意見を盛り込み、報告書案として作成し、入札監視委員会からの了承を得て最終報告とすることとなった。

次回日程等

次回は2月3日とし、今回の議論を踏まえて、まとめた報告書案を事前に配付した上で、内容、表現等を詰めることとなった。

閉 会